



宇土市の企業立地特別奨励金のご案内

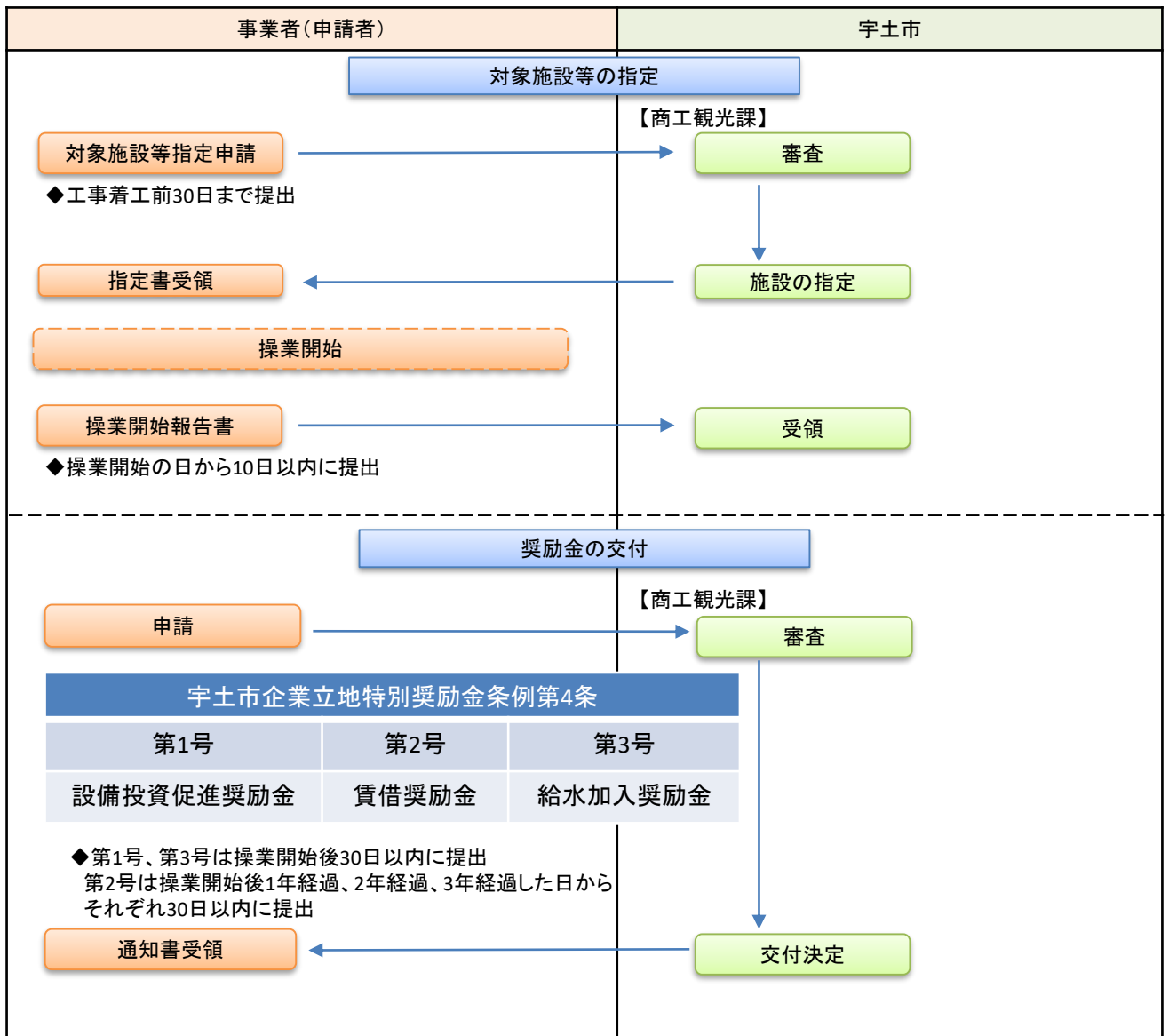


施設等建設のために宇土市内の用地を取得又は賃借される企業に対し奨励金を交付します。

奨励金	対象施設指定要件	交付内容
設備投資促進奨励金	<p>対象業種 ア、工場（製造業、電気業及びガス業） イ、貨物施設（運輸業、卸売業） ウ、情報サービス事業 エ、旅館業 オ、健康保養施設 カ、職業技術訓練施設</p>	<p>投下固定資産総額により ・3億円以上10億円未満 1億円を交付 ・10億円以上20億円未満 2億円を交付 ・20億円以上 3億円を交付</p>
賃借奨励金	<p>次の要件のすべてに該当することが必要 ・用地面積が2,000㎡以上で3年以内に操業開始を すること(ただし、市内で10年以上の操業実績があり、かつ、操業施設の敷地面積が5,000㎡(課税地目が宅地に限る)以上の場合は対象となる) ・投下固定資産総額が3億円以上であること</p>	<p>用地の賃借経費(敷金、権利金などの諸経費を除く)の2分の1(月額20万円上限)相当額を36ヵ月分交付</p>
給水加入奨励金	<p>※奨励金の交付は、1事業者につき、新設時1回、増設又は移設時1回の計2回まで</p>	<p>給水装置の新設時に納入する口径別加入金に相当する額を交付</p>

申請手続のフローチャート

(宇土市企業立地特別奨励金条例)



その他の優遇制度のご案内

企業立地(新設・増設)の優遇制度を充実させ、企業の皆様を力強くサポートします

※新設:宇土市内に新たに施設等を開設する場合

増設:宇土市内の既存施設等を、新たに市内に開設又は拡張する場合

(宇土市企業振興促進条例) ※この条例による固定資産税優遇等と企業立地特別奨励金は併用が可能です

第3条第1項	対象業種	対象要件	措置事項	備考
①半島振興法第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・旅館業(下宿営業を除く) ・農林水産物販売業 ・情報サービス業 	投下固定資産総額 新・増設 【製造業・旅館業(下宿営業を除く)】 資本金1,000万円以下: 投資額500万円以上 資本金1,000万円超5,000万円以下: 投資額1,000万円以上 資本金が5,000万円超: 投資額2,000万円以上 【農林水産物販売業、情報サービス業】 資本金に関係なく 投資額500万円以上	【不均一課税】 3年間 固定資産税 (機械及び装置分も含む) 初年度税率 0.15% (約90%減免) 第2年度税率 0.35% (約76.7%減免) 第3年度税率 1.0% (約33.3%減免) ※宇土市の固定資産税の税率は1.5%	投下固定資産総額の対象範囲 ①半島振興法 機械及び装置を増設と関係なく申請することも可能
②地域未来投資促進法第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業分野 ・自然共生型産業(アグリ、バイオ、ヘルスケア等) ・成長ものづくり分野(半導体、輸送用機械、食品・医薬品・医療機器等) ・情報通信関連分野(BPOセンター、コールセンター等) ・観光・スポーツ分野 ・第4次産業革命分野(IoT等) ・BCP対策関連分野 ・交通インフラを活用したまちづくり分野 	投下固定資産総額 新・増設 1億円以上 (農林漁業関連業種は5,000万円以上) ※地域経済けん引事業計画を作成し、工事着工の30日前までに県に申請を行い、県の承認を得ることが必要	【課税免除】 3年間 固定資産税 (機械及び装置分は含まず)	投下固定資産総額の対象範囲 ②地域未来投資促進法 機械及び装置は総額に加算できない
③市独自第2号	製造業、電気業、ガス業、運輸業、卸売業、情報サービス業、旅館業(下宿営業を除く)、健康保養施設、職業技術訓練施設、研究施設等	投下固定資産総額 新・増設 3億円以上 新規雇用者 5人以上	【課税免除】 (6年間) 固定資産税 3年全額 3年1/2	
④市独自第3号	③に該当する業種 (ただし、①②③のいずれかの優遇を受ける場合を除く)	投下固定資産総額 新・増設 2,000万円以上 情報サービス事業施設は 1,000万円以上 新規雇用者(新設) 5人以上 (増設) 3人以上	【企業立地奨励金】 固定資産税の範囲内 (3年間)	固定資産税額を基準として 初年度 75% 第2年度 50% 第3年度 25% を交付
⑤市独自第1、3号	①～③のいずれかに該当する業種 情報サービス事業	新規雇用者で宇土市在住者 (転入も含む)	【雇用促進奨励金】 一人当たり30万円 限度額1,000万円 【研修経費補助金】 研修経費の1/2補助	1申請につき1回限り 限度額100万円

※「新規雇用者」とは、操業開始日に市内に住所を有する者で、操業開始日以前の1年以内に新規雇用し(現に雇用している者で操業開始以前1年以内に市内に転入した者も含む)、操業開始から1年以上常時雇用された者です。

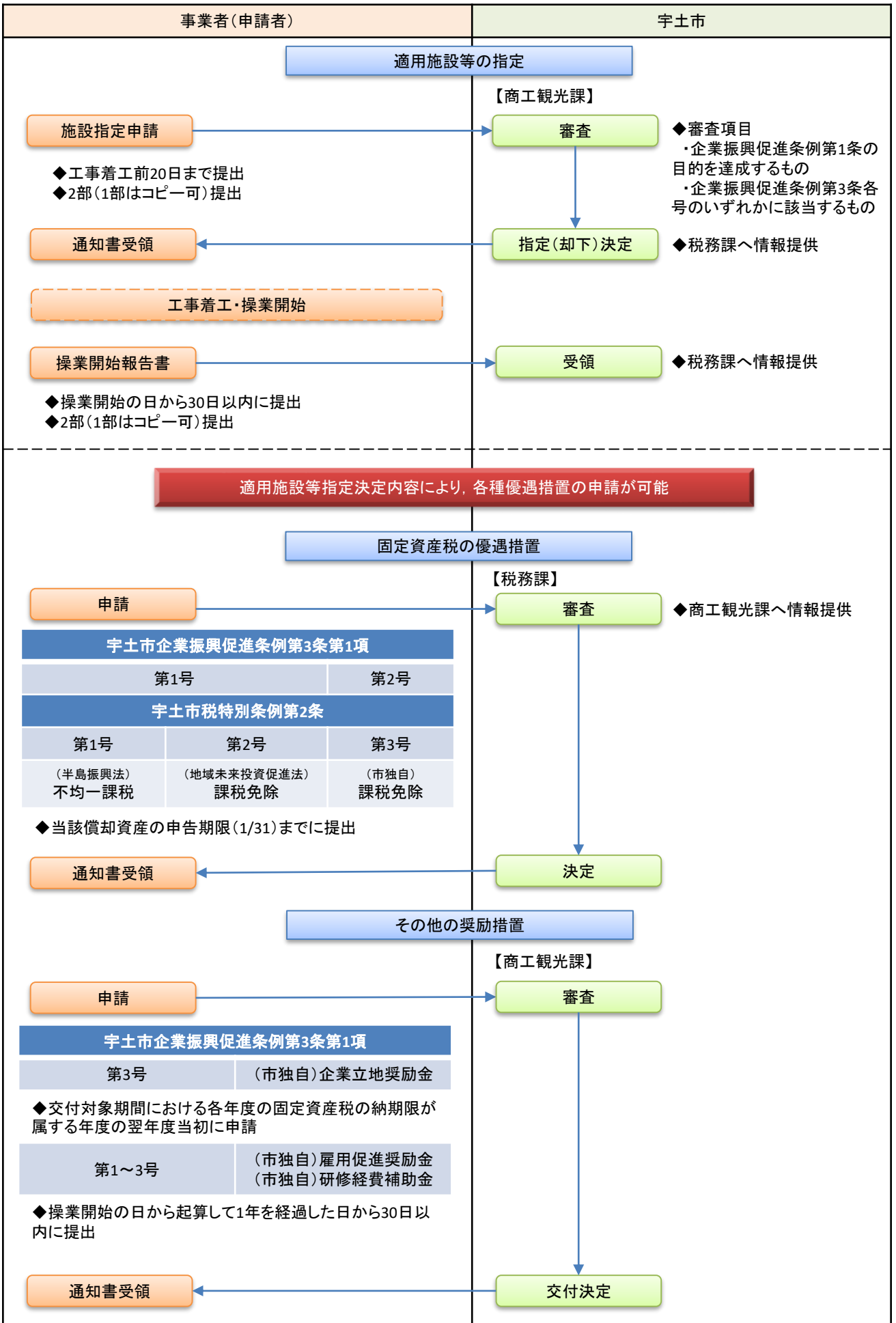
※①②は、県税についても優遇措置があります。詳しくは「企業立地ガイド熊本」のホームページをご覧ください。

※③④は、投下固定資産総額と新規雇用者数両方の要件を満たす必要があります。

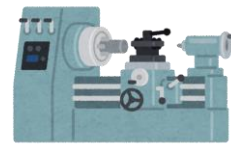


申請手続のフローチャート

(宇土市企業振興促進条例)



半島地域における国税の優遇措置のご案内



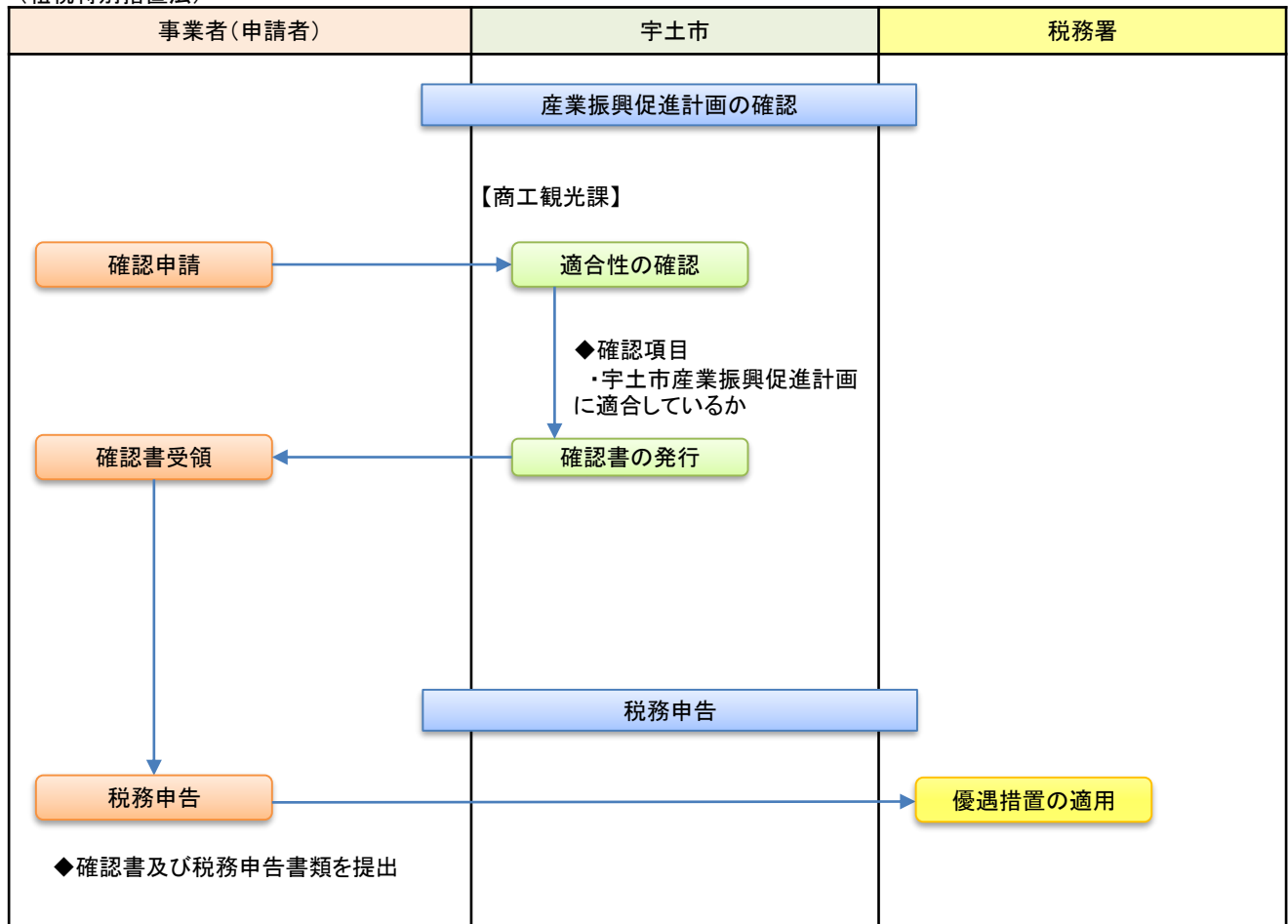
事業のために用いる設備の取得、建設、改修等を行った場合に5年間の割増償却を行うことができます。
※対象業種・対象設備の詳細は、最寄りの税務署にご確認ください。

(租税特別措置法)

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・付属設備、 構造物に係る 取得等		機械・装置、建物・付属設備、 構造物に係る 新增設
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上 ※事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象		
償却限度額		機械・装置: 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構造物: 普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

申請手続のフローチャート

(租税特別措置法)



お問い合わせ先

宇土市商工観光課
〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51
TEL.0964-27-3328 FAX.0964-22-6100
E-mail: syoukou02@city.uto.lg.jp